EUのテロ対策における「二重のリスク」と「連帯」

――《テロ発生リスク》と《権利侵害リスク》――*

大道寺　隆　也

1．はじめに

本稿は、欧州連合（European Union、EU）の対テロリズム（counter-terrorism）政策（以下『テロ対策』）の特徴と問題点を、《テロ発生リスク》と《権利侵害リスク》の「二重のリスク」という観点から分析する。

1．1．問題の所在：EUテロ対策の「二重のリスク」

EUは、テロ行為が発生するリスク、すなわち《テロ発生リスク》に対して種々の措置を取ってきた。とりわけ2003年の「欧州安全保障戦略」ならびに2005年の「テロ対策戦略」の採択以降、EUテロ対策には、発生したテロへの「応答」に加え、未然の「予防」という形で、リスク管理の側面が加わった。そうした措置は、191人が死亡、2000人以上が負傷した2004年3月11日のマドリッド列車爆破テロや、56人が死亡した2005年7月7日のロンドン同時爆破テロを受け、「出来事に突き動かされて」発展してきた（Wouters and Duquet, 2013, p.2）。

しかし、リスク管理としてのテロ対策と権利保障の間には、一種の緊張関係がある。《テロ発生リスク》を縮減するための予防措置は、必然的に（まだ）無実である人物や団体への権力行使として執られるからである。したがって、「誰もが潜在的なテロリストでありうるという疑いをかけられる」ため、「誰もが何ら具体的な容疑がないにもかかわらず、『治安のために』管理されることを甘受しなくてはいけないように」なる（ベック, 2010, p.40）。

テロ対策と権利保障の緊張関係という問題は、主権国家が執る措置であれ、国際機構が執る措置であれ、本質的には同一である。しかし、主権国家では、テロ対策に伴う権利の制限や侵害に関し、国内の民主的過程や司法的手続を通じた、措置の変更や権利侵害からの救済の要求が可能である。欧州では、ほぼ全ての国家が欧州人権条約（European Convention of Human Rights、ECHR）などの人権諸条約を批准しているため、この可能性は、国内次元に加えて国際平面においても保障されているといえる。国際機構が執る措置についても、各国の権限や裁量が残されている限りにおいては同様である。条約は、まず、署名および批准手続のなかで国内の民主的統制を受ける。また、それら条約の国内実施は、憲法裁判所を中心とした各国司法府の監視に服する。さらに、究極的には、各国が条約を破棄ないし離脱する可能性が残されている。

ところが、EUのような超国家的国際機構が統一的なテロ対策措置を執る際、先述のような変更や救済のための手続を備えた加盟国の権限や裁量が縮減されるならば、その程度だけ、主権国家内の場合以上に、権利保障との緊張関係の問題が生じやすくなる[1]。ここに、《テロ発生リスク》とは別種の法的・政治的リスクがある。超国家的国際機構のテロ対策から生じる種々の弊害、とりわけ権利侵害のリスク、すなわち《権利侵害リスク》である。加盟国や、EU以外の国際機構・組織は、EUが実施してきたテロ対策における《権利侵害リスク》に言及してきた。

本稿は、次の二点を論ずる。第一に、代表的な

* 本研究は、科研費特別研究員奨励費15J04140の助成を受けたものである。

超国家的国際機構であるEUには、《テロ発生リスク》と《権利侵害リスク》という「二重のリスク」が存在する。第二に、後者が、政治と法の両面において、EUの「連帯（solidarity）」を切り崩す可能性が指摘できる。本稿は、EUのテロ対策の経緯を簡潔に振り返り（第2節）、《テロ発生リスク》へのEU次元での対処枠組や手段を概観する（第3節）。次いで、EUのテロ対策に内在する《権利侵害リスク》が現れた事例を取り上げる（第4節）。さらに、これら「二重のリスク」が、EUの「連帯」に対して有する含意について述べた後に（第4節）、議論を要約する（第5節）。

1.2．予備的考察：「リスク」とは何か

EUのテロ対策を分析する前に、予備的作業として、「リスク」概念を本稿がいかに捉えるかを、ごく簡潔に示しておく。

ウルリッヒ・ベック（Ulrich Beck）は、2001年9月11日の米国同時多発テロと、それ以降展開された「テロとの戦い（war on terror）」の中、グローバルな次元で「世界リスク社会」が現出したと述べる（Beck, 2002; ベック, 2010）。「世界リスク社会」とは、「統御不能なリスクの世界」であり、そこで、「我々は、我々が直面しているものを記述する言語さえ持たない」（Beck, 2002, p.41）。なぜなら、テロを始めとした、「世界リスク社会」の「統御不能なリスク」は、「国民国家の国境線、ないしいかなる他の境界線をも考慮しない」（ibid.）からである。それゆえ「我々の標準的な近代国家像を形作るあらゆる区別――国内と国際、警察と軍事、犯罪と戦争、戦争と平和の間の境界線――は葬り去られてしまった」（ibid., p.47）。このように、ベックのリスク社会論において、「リスク」概念は、旧来の国民国家体系の枠組では捉えきれず、それゆえに既存の言語では把握しきれない新種の危険、といった意味で用いられている。

ベックのリスク社会論以降、政治学や社会学、国際関係論において、リスクに着目した研究は盛んに行われている。とりわけ、批判的国際関係研究において、リスクおよびリスクをめぐる言説に関する研究は盛んである。クラウディア・アラダウ（Claudia Aradau）とレンズ＝ヴァン＝ミュンスター（Rens van Munster）は、ベックを、リスクが「そこにある（out there）」ものと捉えていると批判した（Aradau and van Munster, 2007, p.13）。彼らによれば、「破滅的なリスクを何らかの所与のものとする見方は、リスクに関する異なる観念の存在を否定してしまう。リスクが異なる種類の知識、合理性、技術や場所に結び付けられるにつれて、リスクという手段による統治がいかに変化するかに関する実質的な分析を不可能にしてしまう」（ibid. p.14）。このように、批判的国際関係研究は、リスクを〈リスクと不確実性を管理するという名目で行われる実践〉（Amoore and de Goede, 2008, p.9）と見る[2]。本稿も原則としてこの広い定義を用い、EUが、〈リスクと不確実性を管理するという名目で〉、いかなる統治を実践しているかを分析する。それによって、EUでは〈広い〉対象が「リスク」の語で語られ、問題化され、多面的な措置が執られており、また、それらの諸措置が、EUの「連帯」にも複雑な影響を及ぼしうると指摘することを試みる。

2．司法内務協力分野における「超国家性」の形成

本節では、テロ対策を含む司法内務協力（Justice and Home Affairs、JHA）分野の発展を、「超国家性」形成という観点から簡潔にたどる。「超国家性」はさしあたり、〈意思決定における主権国家からの独立〉という意味で用いる[3]。

第二次大戦後、欧州各国のテロ対策は、欧州共同体の枠外で行われてきた。例えば、欧州審議会（Council of Europe）の下で、二国間ならびに多国間条約が蓄積されてきた。また、1975年に創設された閣僚レベルの対話枠組であるTreviグループでは、情報交換や政策調整が試みられた[4]。加えて、1985年に一部のEC加盟国が締結したシェンゲン協定では、相互の国境管理の撤廃が定められ、90年には、同協定を具体化するシェンゲン協定実施条約が締結された。これらの共同体外の枠組は、のちのEUの司法内務協力分野形成に先立つ「実験室」としての役割を果たした（Monar, 2001）。

JHA分野は、いわゆる「第三の柱」として、マーストリヒト条約でEUの管轄事項となった。

当初は、閣僚理事会における意思決定では全会一致が要求された上、EU次元での決定は、各国が国内法化しなければ実現されなかった。

マーストリヒト条約下では政策枠組だけが作られ、実質的な協力の強化はアムステルダム条約を待たねばならなかったと言えよう。アムステルダム条約で、「自由・安全・司法の領域（Area of Freedom, Security and Justice）」の構築が謳われて以降、JHA分野に超国家性の要素が加えられた。同条約において、「人の自由移動」や「入管政策」、「庇護政策」「域外境界管理」などの政策分野が、「第一の柱」である「共同体分野」に移された（『共同体化』）。そして、「警察刑事司法協力（Police and Justice Cooperation in Criminal matters、PJCC）」分野が「第三の柱」に残された。

この管轄権配分の変更は、テロ対策体制における超国家性形成の転換点であった。なぜなら、共同体化された分野については、欧州委員会が法案発議権を持ち、欧州議会が共同決定手続（現：通常決定手続）を通じて関与するようになったからである。共同決定手続においては、閣僚理事会の決定は全会一致ではなく特定多数決を通じて決定される。したがって、各加盟国はいわば「拒否権」を失い、一国が選好しない場合でも決定が下されうるようになった。この意味で、意思決定上の超国家性が生じた。

もっとも、アムステルダム条約以降も、かなりの部分、政府間主義的要素が残存していた。同条約においては、「超国家的機関がさらなる関与を行うための土台が準備された一方で、アムステルダム条約は共同体的手法という伝統的発想を捨て去り、第一の柱に重要な政府間主義的要素を導入した」（Lavenex, 2010, p.462）。また、同条約においてシェンゲン協定およびその下で積み重ねられた諸規則（シェンゲン既得事項、Schengen acquis）が共同体法既得事項（acquis communautaire）に組み込まれたが、英国とアイルランドは自国への適用を拒んだ（オプト・アウト）。

2009年に発効したリスボン条約において、「第三の柱」に残されていたPJCC分野が「第一の柱」に移管され、JHA分野に再統合された。この発展により、旧PJCC分野も超国家性を帯びるようになった。意思決定では通常決定手続が用いられるようになり、EU司法裁判所（Court of Justice of the European Union、CJEU）が完全な管轄権を持つようになった。

3．EUの《テロ発生リスク》管理

本節では、EUが《テロ発生リスク》にいかに対処しているかを分析する。まず、テロ対策の全体的な枠組とその特徴を分析する（第1項）。次いで、主要な制度である、対外境界管理体制（第2項）、司法的決定の相互承認（第3項）、標的制裁（第4項）を概観する。

3．1．「テロリズム」の定義と包括的テロ対策枠組

2001年9月21日、米国同時多発テロを受け、ブリュッセル緊急欧州理事会が開かれた。同理事会では、テロリズムとの戦いが、EUの「主要な目的」であると確認された（European Council, 2001）。この方針のもと、翌年の閣僚理事会において、「テロリズム対策に関する理事会枠組決定（以下、『テロリズム枠組決定』）」（2002/475/JHA）が採択された（Council of the EU, 2002a）。

テロリズム枠組決定は、「テロリズム」の定義を示した。国連など他の国際機構もテロリズムの定義を示そうとしてきたが、2015年9月現在も合意には至れていない事実を鑑みるなら、この枠組決定は先駆的であった。同枠組決定第1条は「テロ攻撃（terrorist offences）」を次のように定義する。

> 人民を深刻に畏怖させる、または、政府ないし国際機構に何らかの行為を遂行もしくは自粛するよう不当に要求する、あるいは、国家ないし国際機構の根本的な政治的・憲法的・経済的・社会的構造を深刻に不安定化あるいは破壊するという目的で、国家ないし国際機構に対して深刻な損害を与える恐れのある意図的行為（Art.1）。

鈴木一人（2010）は、この定義が「『誰であるか』ではなく『何をするか』による定義」である点を特徴としているとし、したがって予防に資するか否かは疑問である、と指摘しているが、続いて示され

たテロ対策枠組は、「予防」の要素を含んでいる。

2003年に、共通外交安全保障共通代表ハビエル・ソラナ（Javier Solana）は「よりよい世界の安全な欧州―欧州安全保障戦略」（ESS）を発表した（European Council, 2003）。ESSにおいてテロリズムは、次のように、欧州の主要な脅威として挙げられた。

> テロリズムは生命へのリスクを生じる。テロリズムは甚大なコストを発生させる。テロリズムは社会の公開性と寛容を縮減させ、欧州全体に対する戦略的脅威を高める（ibid., p.3）。

このように理解されたテロリズムへの対処は「諜報、警察、司法、軍事その他の手段の混成を要求する」とされ（ibid., p.7）、広範な政策領域を横断するテロ対策が必要であるとの見解が示された。

また、EU域外の諸問題と、EU域内のテロの脅威が結び付けられた。テロが発生する要因として地域紛争や破綻国家を挙げ（ibid., p.4）、「よい統治の拡散、社会的政治的改革の支援、汚職や権力濫用への対処、法の支配の確立および人権保障」によって「国際秩序を強化」するという方針が示された（ibid., p.13）。

2004年、ESSで示された諸見解に基づき、EU域内のテロ対策全体を調整すべく、EUテロ対策調整官（EU Counter-Terrorism Coordinator）が設置され、ガイシュ＝ド＝ヴリシュ（Gijs De Vries）氏が任命された。

2005年に発生したロンドン同時多発テロの後で採択された「EUテロ対策戦略（The European Union Counter-Terrorism Strategy、CTS）」では、「予防（prevent）」「防護（protect）」「追跡（pursue）」「対応（respond）」という4つの柱が示された（Council of the EU, 2005）。リスク管理と特に結びつきが強い柱は、「予防」と「防護」である。

「予防」は、「全欧的ならびに国際的に、急進化および人員調達につながる要素や根本原因への対処により、人々のテロリズムへの関与を予防すること」である（ibid., para.6）。「予防」を第一義的に行う主体は加盟国であるとしながらも、

> 当分野におけるEUの働きは、各国の政策調整や情報共有、グッド・プラクティスの策定を助ける重要な枠組を提供できる。しかし、この［テロリズムという］挑戦への対処は諸政府だけの力を超えており、欧州内外の全人民の完全なる関与を必要とするだろう（ibid., para.8）

と述べ、テロリズムに関与する人間が現れないようにするための、EUの積極的な役割を強調している。

「防護」は、「攻撃への脆弱性を減らし、また攻撃から生じる影響を抑えることにより、主要な攻撃対象の防御を強化する」ことであり、テロ対策戦略の「主要部分」と位置付けられている（ibid., para.14）。この柱では、対外境界管理（external border control）の重要性が強調された（後述）。

こうしたEUテロ対策枠組は、次の3つの意味で〈広い〉点が特徴である。第一に、テロリズムの定義が〈広い〉。特に、誰が潜在的なテロリストであるかを明示していない。この定義の仕方は、潜在的には誰でもテロリズムに関与するようになりうるというEUの理解を反映している。第二に、テロ対策が対象とする空間が〈広い〉。ESSが明示した通り、EU域内のテロを、EU域外を対象とした活動を通じて予防しようとしている。第三に、時間的射程が〈広い〉。テロ行為発生後の「対応」のみならず、未然に防ぐための措置も含む。

以上3つの意味で〈広い〉性格は、ベックが「脱境界（de-bounding）」（Beck, 2002, p.41）と呼ぶ性格が《テロ発生リスク》にあると、EUが承認した結果である。すなわち、EUのテロ対策は、《テロ発生リスク》が「空間的には主権国家の国境線を顧慮せず［…］時間的にも長期にわたり［…］社会的には、誰が『発生させ』［…］誰に責任を帰すべきかを決定しがたい」（ibid.）といった性格を持つという理解に基づく実践であるといえる。

3．2．対外境界管理体制

EUは《テロ発生リスク》を、対外境界管理を通じて低減しようと試みてきた。例えば、CTSでは、次のように、対外境界管理の重要性を強調している。

> 我々は、既知のテロリスト、もしくはテロリストと疑われる者が、EUに入り、EU内で活動することが困難になるように、対外境界の防護を拡大する必要がある。個人情報の収集および交換、ならびに個人情報や旅行上の書類における生体情報の記載は、我々の境界管理の実効性を高め、我々の市民に更なる安心を与えるだろう（CTS, para.16）。

このように、個人情報収集を伴う域外境界管理による《テロ発生リスク》の縮減を指向している。続く部分では、域外境界管理の手段として、Frontexとシェンゲン情報システムを挙げた（ibid.）。したがって、Frontexおよびシェンゲン情報システムの役割を検討する必要があろう。

３．２．１．Frontex

2004年10月に設立されたFrontexは、「対外境界管理に関連する既存の、ないし将来の共同体措置の適用を助け、より実効的にする」ことを目的としている（Council of the EU, 2004, Art.1 (2)）[5]。主要な任務は、対外境界管理における加盟国間の実務協力の調整や、加盟国による国境管理官訓練の支援、ならびにリスク分析の実行などである（ibid., Art.2 (1)）。

Frontexは、「共通統合型リスク分析モデル（Common Integrated Risk Analysis Model、CIRAM）」というモデルを用いてリスク分析を行っている（ibid., Art.4）。2014年現在、Frontexは、「Frontexリスク分析網（Frontex Risk Analysis Network）」というネットワークを通じて、各加盟国機関からの情報や公開されている情報を収集し、CIRAMによる分析に供している（Frontex, 2014）。アンドリュー・ニール（Andrew Neal）によれば、CIRAMは、「人の（潜在的な）移動と、加盟国国境管理体制の能力および弱点との双方に向けられているという意味で分岐している」（Neal, 2009, p.348）。かれは、前者の側面は、「EUの境界外での人の場所や形態、人数を予言しようとする、本質的に技術的かつ生政治的（biopolitical）企図」である一方、後者の側面は、「既存の加盟国国境管理体制が、EUの対外境界における人の移動の『実効的』管理に与えている『リスク』を査定する」試みであると分析する。そうである以上、Frontexは「統合を通じた対外境界管理の『改善』を促すような規制的かつ規律的機能」を果たす、「多様化した、技術に基づく統治性（governmentalites）の拡散の一例」である、という（ibid., pp.348-349）。

つまり、Frontexは、《テロ発生リスク》を含む種々のリスクが、EU域内の人の移動および各加盟国国境管理体制の弱点の双方から生じるという理解に基づき、EU内のリスク管理を、各国ごとではなくEU次元で統合された形で行っている機関であると言えよう。

３．２．２．シェンゲン情報システムその他データベース

《テロ発生リスク》管理に不可欠な情報収集および共有は、「シェンゲン情報システム（Schengen Information System、SIS）」を通じても行われる。SISは、シェンゲン協定実施条約において創設されたデータベースである。SISには、犯罪人の個人情報や、盗難・紛失された自動車や武器などに関する情報が集積される。これら情報は、仏ストラスブールの中央情報センターに集められ、各国機関は常にアクセスすることができる（福田, 2010）。2013年以降、第二シェンゲン情報システム（SIS II）が稼働を開始し、生体情報の利用も可能になるなど機能が拡張された（European Commission: no date）。また、JHA分野では、SISのほかにも、ビザ申請者の生体情報や写真を集積するビザ情報システム（Visa Information System）や、庇護申請者の指紋情報を集積するEURODACが運用されている。

こうしたデータベースは、情報集積それ自体が目的であるわけではなく、治安上の目的で運用されていると解するべきである。実際に、2009年に欧州委員会は、「犯罪やテロリズムとの戦いの強化を目的に」、各加盟国法執行機関に対して、EURODACの指紋情報の利用を許可した（European Commission, 2009）。

３．３．司法的決定の相互承認―欧州逮捕令状

2002年6月13日の閣僚理事会で「欧州逮捕令状および加盟国間の犯罪人送還に関する枠組決定」（2002/584/JHA）が採択された（Council of the

EU, 2002b)。同枠組決定によって、PJCC分野にも相互承認原則が導入された。相互承認原則とは、一国で下された決定を他国も承認するという原則である。同原則に基づいて、各国の逮捕令状を相互承認する仕組である、欧州逮捕令状（European Arrest Warrant、EAW）制度が開始された[6]。

EAWは、犯罪人の逮捕および送還の手続であるから、直接には、テロの「予防」に関する措置ではない。しかし、〈リスクと不確実性を管理するという名目で行われる実践〉として構築されてきたEUテロ対策の一環として導入された措置ではある[7]。EAWは、先述の「EUテロ対策戦略」などの諸文書においても、EUのテロ対策の主要な枠組として言及されている[8]。

EAWは、「加盟国間の伝統的な犯罪人引渡（extradition）を撤廃し、司法機関間の送還（surrender）の体制に置き換え」、「現行の犯罪人引渡手続に伴う複雑さと遅延のおそれを除く」ことを目的とする（ibid., Recital (5)）。最大の特徴は、特定の犯罪につき、事実上「双罰性（double criminality、『双方可罰性』とも）」要件が廃されている点にある。双罰性要件とは、問題とされる行為が犯罪人引渡請求国と被請求国の双方において犯罪を構成する場合のみ引渡を行ってもよいという要件である。双罰性要件は、犯罪人引渡に関する国際条約に一般的に含まれている一方、EAW枠組決定は、テロを含む32の犯罪に関して双罰性要件を事実上撤廃した[9]。したがって、「令状は原則として即座に相互承認され」（小場瀬, 2005）、個別事例に関する政治的判断を待たずに、行政機関同士が直接令状の授受や身柄の引渡を行うようになり、引渡の遅延や拒否も起こりにくくなった[10]。

しかし、EAWに対しては、政治と法の両面から反対が生じた。そのなかで、EAW体制に内在する《権利侵害リスク》が言及された（後述）。

３．４．標的制裁体制

EUは、テロリストへの資金流入を防ぐため、テロ組織と関連すると疑われる個人や団体をリストに掲載し、資産凍結および移動の制限を行っている。この措置は、「標的制裁（targeted sanctions、『狙い撃ち制裁』とも）」と呼ばれる。EUは、国際連合安全保障理事会（国連安保理）が下した決議の域内実施としての標的制裁と、EU独自の標的制裁という、2種類の標的制裁を実施している。

標的制裁は、国連安保理が1990年代後半以降開始し、漸進的に強化してきた。99年の安保理決議1267において、アフガニスタンのタリバン政権と関係する航空機の離着陸禁止や資産凍結の実施を全国家に求めた。同決議1373では、対象国や期限を定めず、全国家に対し、テロ行為への資産提供の予防ないし禁止といった種々の措置を取るように求めた。

EUは、国連の標的制裁を中心としたテロ対策への協力的姿勢を示している。先述した2001年の緊急理事会において、「EUは国連の下での、広範な、地球全体にわたる対テロリズムの連帯を求める」と述べた（European Council, 2001）。また、ESSにおいて「実効的多国間主義（effective multilateralism）」というスローガンを提示し、「我々は、国際法の保持発展に注力している。国際関係の基本枠組は国連憲章である。[…]国連を強化するなかで、国連がその責任を履行し実効的に活動できるようにすることは、欧州の優先事項でもある」（European Council, 2003, p.9）と述べている。

こうした政治的指針に基づいて、EUは国連安保理の制裁を域内で実施してきた。国連安保理の補助機関である制裁委員会が策定した制裁対象者リストを、EUは変更を加えずに実施する。このリストには、イスラム教組織アル＝カーイダとの関わりが疑われる人物や団体が掲載される。安保理決議を受け閣僚理事会は、三本の柱をまたぐ形で、域内実施法を立法する。共通外交安全保障政策分野（第二の柱）における「共通の立場（common position）」を用いて制裁対象者リストをEU法化し、共同体分野における「規則（regulation）」を用いて、個人や団体への資産凍結を行う（須網, 2007）。それらEU法は「EU諸国内の個人や団体を直接に拘束するので、EUの措置を通して国連安保理決議をEU各国の国内実施措置をとらずに、域内の個人・団体に対して直接に安保理の経済制裁決議を統一的に執行できるようになった」（中村, 2007, p.63）。

加えて、EU独自の標的制裁がある。この場合、国連とは別に、閣僚理事会、とくに常駐代表

委員会（COREPER）が中心となり、「共通の立場」の形式で、制裁対象者リストを策定する。このリストには、主に、北アイルランドやスペイン・バスク地方の独立派など、EU域内に由来し活動する個人や団体が掲載される（Eckes, 2009, esp. pp.43-51）。

リストの由来を問わず、標的制裁対象者リストに掲載される基準は、テロを実際に実行したか否かではない。したがって、標的制裁もまた、「予防」の側面を有する措置である。換言すれば、テロリズムとの関与が疑われる人物の資産凍結によって《テロ発生リスク》を縮減しようとしているのである。

4. EUのテロ対策における《権利侵害リスク》をめぐる動向

これまで見てきたとおり、EUは、〈広い〉テロ対策体制の下で、《テロ発生リスク》を管理するための諸措置を執ってきた。他面で、加盟国や他国際機構からは、それらの措置が権利侵害を発生するリスク、すなわち《権利侵害リスク》があると見なされてきた。本節では、欧州逮捕令状（第1項）と標的制裁（第2項）のそれぞれが《権利侵害リスク》と結び付けられてきたと指摘する。

4.1. 欧州逮捕令状制度における《権利侵害リスク》と諸裁判

EAWは、《テロ発生リスク》とは異なるリスク、すなわち《権利侵害リスク》とも結び付けられてきた。

例えば、EAWが、罪刑法定主義（principle of legality、*nullum crimen sine lege*）に反し、それゆえ《権利侵害リスク》を生むという懸念があった。EAWでは、第3節第3項で述べたとおり、双罰性要件を事実上廃止した。双罰性要件廃止により、自国では犯罪を構成しないような行為につき、他国の法にしたがって処罰される可能性があるのではないかと考えられた（Mitsilegas, 2006）。

また、より直接的な《権利侵害リスク》を懸念する声も上がった。アンドリュー・センガー（Andrew Sanger）は、EAWが「状況の力」によって採択され、権利保障が十分でないと批判するなかで、種々の《権利侵害リスク》に言及している（Sanger, 2010）。例えば、EAWが個別の事案についての検討なしに即座に引渡を行う点について、令状を執行する国が「EAWの背景となる証拠品を見ないために、個人を送還したとしても、外国の審理において、証拠が実は不十分だったと発見するだけに終わるというリスクがある」とする（ibid., p.19）。また、引渡要求国の法制度が「人権基準に従わず、被疑者の人権が侵害されうるような実質的リスクがある」場合、あるいは「刑法という剣が、被疑者を元々引渡した理由となった犯罪とは別の犯罪について振るわれる」場合に、「公平な審問を受けられない」という権利侵害を被る恐れがあると述べる（ibid., p.23）。

しかし、EU諸機関は、EAW制度における《権利侵害リスク》は、次の二つの理由から問題にならないと考えた。第一に、加盟国間の相互信頼（mutual trust）があるからである。相互信頼とは、「令状発行国が下した決定が正しいのだと令状執行国は令状発行国を信頼する一方で、令状執行国の執行の仕方は正しいと、令状発行国は令状執行国を信頼する」という意味である（European Commission, 2000, p.13）。欧州委員会は、相互信頼を相互承認の前提として位置付けている。また、欧州司法裁判所（European Court of Justice、ECJ、当時）も、2003年の判決のなかで、「加盟国が各々の刑事司法制度に対する相互信頼を有しており、各国は、たとえ自国の法が適用された場合の結果が異なると思われる場合でも、他加盟国において有効な刑事法を承認するという示唆が存在する」と述べた[11]。

第二に、欧州ではECHRに基づいて、各国次元で人権が保障されていると見なされたからである。基本権保障について定めたTEU第6条では、ECHRがEU条約と同等の法的価値を有すると定められている。また、欧州委員会は、JHAおよび相互承認原則に関する「いかなる見解も、その礎石は1950年のECHR、とくに［個人の手続的権利について定めた］第5、6、7条である」と述べている（ibid.）。これら2つの理由、すなわち相互信頼とECHRの存在によって、《権利侵害リスク》の問題は解決可能であると見なされ、EAWは採択された。枠組決定には、《権利侵害リスク》への言

及は盛り込まれたものの、条文ではなく前文における、次に掲げるような簡潔かつ一般的な言及にとどまっている。

> いかなる者も、死刑や拷問、そのほかの非人道的な（inhuman）、または品位を傷つける（degrading）処遇ないし処罰の対象とされる深刻なリスクがあるような国には、送還、追放、移送されない（Council of the EU, 2002b, Recital(13)）。

しかしながら、EAWの《権利侵害リスク》についての加盟国、とりわけ各国憲法裁の見解は、EU諸機関のそれと必ずしも一致しなかった。複数の加盟国憲法に、自国民の他国への引渡を禁じる憲法上の規定がある。この規定は、EAWと直接に衝突する。ポルトガル・スロバキア・ラトビア・スロベニアは、国内法化に先立つ憲法改正によって対応した。しかし、ポーランド、ドイツ、キプロス、チェコでは、EAWの国内実施法に対する違憲判決が出された[12]。

とりわけドイツ憲法裁は、加盟国間の相互信頼に対して疑問を呈し、EAWの国内実施法が、ドイツ基本法第16条（2）に反していると判断した。同条は、「いかなるドイツ国民も外国へ引き渡されない。欧州連合加盟国ないし国際法廷への引渡のための逸脱的規則は、法治国家的条件（Gerechtsstaatliche Gründsätze）が守られている限りにおいて適用されうる」と定めている。ドイツ憲法裁は、他加盟国の「法治国家的条件」について次のように述べた。

> （TEU第7条の）構造的原則を確保するための制裁を課す規定や、ECHRによって確立された全欧的な人権保障基準の存在だけでは、実質的な法に関する法の支配の構造が加盟各国で同調しており、ゆえに国家次元での対応した事例ごとの査定が不要になる、という前提は正当化されない[13]

として、他加盟国の「法治国家的条件」を必ずしも信用せず、事例ごとに査定を行う必要性があるとしている。換言すれば、この姿勢は、ドイツ国外における《権利侵害リスク》が存在するというドイツ憲法裁の認識を反映している。

こうした加盟国の《権利侵害リスク》への懸念は、ECJにも持ち込まれた。ベルギーのNPO団体が、罪刑法定主義の侵犯などを理由として、EAW国内実施法の無効をベルギー仲裁院（Arbitragehof）に対して求めたため、仲裁院はECJに先決裁定を求めた。ECJは、2005年に先決裁定を下した。

ECJは、結論ではEAW枠組決定の妥当性を支持したが、権利保障に関する諸原則を、先立つ関連判決[14]より詳細に検討した。「EUは当初から法の支配の原則を基礎としており、ECHRで保障されている基本権、ならびに加盟国に共通する憲法的規定を、共同体法の一般原則として尊重する」と改めて述べ、基本権尊重への積極的な姿勢を示した[15]。また、「それらの原則は、EU基本権憲章第49条ならびに20条および21条でそれぞれ再確認された、刑事罰の罪刑法定主義および平等無差別原則を含む」[16]とし、当時まだ法的拘束力を有していなかったEU基本権憲章を、共同体法の一般原則として扱う方針を示した。

この判決は、《権利侵害リスク》に関する懸念を抱いた加盟国に対して、ECJが、権利保障を強化する意思の再確認を通じて「安心供与（reassurance）」を行った過程としても理解できる（Daidouji, 2014）。

4.2. 標的制裁における《権利侵害リスク》と諸裁判

標的制裁には、誤った制裁による《権利侵害リスク》が内在している。テロリズムと関係がない個人や団体が制裁対象者リストに掲載される可能性があり、そうした誤ったリスト掲載による財産権や移動の自由の制限は、不当な権利侵害であるからである。こうした《権利侵害リスク》を、デュヴルフとパキー（Dewulf and Pacquée）は次のように説明する。

> 国家が、僅かかつ部分的で、常に正確なわけではない情報から始めねばならない場合、制裁を科すためにリストに掲載した人間を特定する義務［の履行］は容易ではない。誤りが起こりうる。リストに掲載された人間と名前が似ている無実の人々の資産

を凍結し、移動を制限するというリスクが伴う（Dewulf and Pacquée, 2006, p.622）。

こうした《権利侵害リスク》が生じる理由は、第3節4項で述べたとおり、制裁対象者リストに掲載される基準が、テロを実際に実行したか否かではないからである。この可能性は、国連安保理決議に由来する制裁と、EU独自の制裁、それぞれに対する訴訟の形で具現化してきた[17]。

例えば、国連安保理決議を域内実施する理事会規則に基づいて資産を凍結されたユスフ氏は、欧州第一審裁判所（Court of First Instance、CFI、当時）に当該規則の無効を求めて裁判を申し立てた。しかし、CFIはユスフ氏の訴えを認めず、さらなる審理は不要であるとした[18]。また、類似した訴えを起こした、スウェーデンに資産を有するサウジアラビア国民であるカディ氏に関する事件においてもCFIは、基本的にユスフ事件判決を踏襲した[19]。

ところが、カディ氏の事件の控訴審（カディ第一事件）においてCJEUは、第一審判決を覆し、理事会規則は無効であると決定した。CJEUは、原則として「人権の尊重が共同体行為の適法性の条件であり、人権の尊重と適合的でない措置が共同体において認められないということは、判例法から明らか」[20]だと述べ、EU法における人権尊重の重要性を強調した。その上で、理事会規則が実施する国連の標的制裁体制について審査した結果、CJEUは、国連の制裁体制がEUの基本権基準と適合的でないと考えた。適正手続の導入などの、国連の側で行われている改善は了承しながらも、権利保護が不十分であると判断し、理事会規制467/2001ならびに881/2002の無効を宣言した。

これらの裁判事例は、EUテロ対策の超国家的性質が、テロ対策と権利保障の緊張関係を、国内次元からEU次元に引き上げた事例であると捉えられるだろう。EAWにせよ、標的制裁にせよ、EUのテロ対策によってEU市民が負う《権利侵害リスク》は、EU機関ならびに加盟国にとっての《訴訟リスク》に転化している。この《訴訟リスク》は、主権国家内部にも同様に存在するが、EUの場合、《訴訟リスク》は各国の次元ではなくEUの次元で具現化する。なぜなら、EAWや標的制裁などの措置が、EU法の統一的適用によって実現されている以上、国内で提起された訴訟は先決裁定手続を通じて容易にCJEUに付託されるからである。こうして、《テロ発生リスク》の縮減という目的のもとで超国家性を付与されてきたEUテロ対策は、同時に、《権利侵害リスク》およびそれに伴う《訴訟リスク》も、超国家的な次元に引き上げた。この、「リスクの上方移動」と言うべき現象は、現在のところEUにほぼ特有の現象である。ただし、国連安保理による標的制裁などのように、国際機構のテロ対策が一層活発化し制度化されていくとすれば、他地域・他機構においても起こりうる現象ではある。

5.「二重のリスク」とEUの「連帯」

EUのテロ対策には、《テロ発生リスク》と《権利侵害リスク》の2つのリスクがあると述べてきた。この「二重のリスク」は、それぞれ、EUの「連帯」と結びついている。

5.1.《テロ発生リスク》と「連帯」

ベックは、「世界リスク社会」において、欧州統合も促されると考えている。テロ攻撃という「危険のグローバル性を認知することによって、国際政治と内政の固定したように見えるシステムが流動化」（ベック, 2010, p.29）するという認識に基づいて、ヨーロッパについて次のように述べた。

> ヨーロッパ内部での対立関係もゆらぎ、民主主義と自由の未来は協同することによってのみ保障されるという洞察が広まっています。欧州懐疑論者には、なんといやな時代でしょうか。また、逆にヨーロッパ世界にイギリスが参入するのには、なんと良い時代なのでしょうか（ibid. p.31）。

換言すれば、ベックは、《テロ発生リスク》が「連帯」を促すと捉えていると言えよう。また、実際のEUのテロ対策においても、加盟国間の連帯の重要性はしばしば言及されてきた。CTSでは次のように述べられている。

> EUは、安全保障に関する内的側面と外的側面が密接に結びつく、公開性が高まる領域である。それは、相互依存が高まる領域でもあり、人、アイデア、技術および資源の自由移動を可能にする。これは、テロリストが自らの目的追求のために濫用する環境でもある。こうした文脈において、テロリズムと戦うためには、連帯精神に基づいた協調的かつ集合的な欧州大の行動が不可欠である（Council of the EU, 2005, para.2）。

このように、「連帯」精神に基づいたEU内の協調が必要であるという主張が示される。さらに、

> 単一の加盟国の資源を上回る恐れがあり、EU全体に対する深刻なリスクを構成しうる極限的緊急事態に対して、EUが連帯して対応する能力を確実に持つようにする必要性が存在し続ける（ibid., para.34）

と、《テロ発生リスク》への対処のために「連帯」が必要とされている。

リスクを、〈リスクと不確実性を管理するという名目で行われる実践〉として捉える本稿の立場から重要な点は、その「連帯」が、例外的ではなく恒常的に必要であるとされている点である。個別のテロ行為やテロリストへの対応は、例外的な事態への突発的・個別的対応でもありうる。しかし、いつ、どこで、誰がテロ行為を実行するかわからないという不確実性を加味し、テロ対策は恒常的な性質を帯びた。例えば、先述した、Frontexについての、「多様化した、技術に基づく統治性の拡散の一例」というニールの理解（Neal, 2008, p.349）は、Frontexなどのテロ対策措置を例外的な緊急措置と見る理解と対置される[21]。EUのテロ対策は、《テロ発生リスク》を前にして、EUの「連帯」を要求しながら、例外的な緊急措置から、恒常的な措置へと変質していった[22]。

5.2.《権利侵害リスク》と「連帯」

他方、EUのテロ対策における《権利侵害リスク》は、EUの「連帯」を揺るがしている。したがって、前項で示したベックの見解、すなわち《テロ発生リスク》が「連帯」を促す、という見解はやや一面的である。《権利侵害リスク》がEUの「連帯」を揺るがしている例を、政治と法の両面から見てみよう。

政治的には、EAWにおける《権利侵害リスク》が、いわゆる「欧州懐疑主義」的言説に取り込まれる場合がある。イタリアの右派政党である北部同盟（Lega Nord）のウンベルト・ボッシ（Umberto Bossi）党首は、EUを「絞首台の地（Forcolandia）」であると述べた（Marin, 2008, p.254）。そして、EAWは「狂気の沙汰」であり、「独裁制、恐怖の体制へ向けた一歩」であり、「それ自体として犯罪」であると批判した（Quoted in Friedrichs（2007）, p.108）。また、司法相でもあった同党のロベルト・カステッリ（Roberto Castelli）は、「司法にまず権力を与えて、そののちにのみ、共通の憲法を作ることになる、というリスクがある」（ibid.）と述べ、EAWを「リスク」の語を用いて批判した。

また、英国では、リスボン条約付属第36議定書に基づきJHA分野の措置を検討するなかで、EAWにオプト・インするか否かが、2013年から14年にかけて政治問題化した[23]。2014年11月、デイヴィッド・キャメロン（David Cameron）首相は、EAWを含む35の措置へのオプト・インを承認するよう議会に要請したが、保守派からの激しい反対に遭った（Mason, 2014）。

この論争では、賛成派と反対派の両派が「リスク」という概念を用いている。報道によれば、賛成派は《テロ発生リスク》への対処にEAWが必要であると述べる。例えば、英国法律協会や学者らは、英国が犯罪者にとっての「安全な避難所」になりうるリスクを懸念している（The Telegraph, 2014）。また、英国警察長協会は、EAWからのオプト・アウトが、「より高いコスト、より多くの司法を侵す犯罪者、そして公の安全に対するより高いリスク」を意味すると述べる（Tran, 2014）。他方、下院保守派を中心とした反対派は、英国市民が些末な犯罪を理由に、外国の裁判にかけられる恐れがあると主張している（Mason, 2014）。

イタリアとイギリスの事例は、テロ対策における《権利侵害リスク》が、欧州統合の進展に対し懐疑的ないし批判的な見解の根拠を提供することによって、EUの「連帯」を妨げうることを示して

いる。

法的にも、EUテロ対策の《権利侵害リスク》が、EUの「連帯」を揺るがす可能性がある。すなわち、何らかのEUテロ対策措置の《権利侵害リスク》が、加盟国における訴訟という形で顕在化して、問題とされているEU法が自国の憲法と適合しないと加盟国（憲法）裁判所が判断した場合、EU法の統一的適用が妨げられる可能性がある。また、違憲判決によるEU法の実施差し止めは、EU法よりも自国の憲法を優先的に適用することを意味する。すると、欧州の法的統合の主要な柱である「EU法の優越」が揺らぐ恐れがある。

例えば、先述したEAWをめぐる諸裁判は、まさにこうした危険性を示していた。実際に、ドイツ憲法裁がEAWの国内実施法に対する違憲判決を出した後、ドイツにおいてはEAW以前の国際条約（欧州犯罪人引渡条約）が引き続き用いられており、その意味でEAWの全欧における統一的適用が妨げられた[24]。

学説においても、EAWをめぐる諸判決などの事例を受けて、欧州における法的権威の所在と、それらの関係に関する議論が進展してきた。とくに、立憲的多元主義（constitutional pluralism）という見方がある[25]。立憲的多元主義は、単純な「超国家法」としてのEU法理解、すなわち、EU法が、憲法を含めた加盟国法に優越し、それゆえ、CJEUが加盟国裁判所に対して優越する権威を有するという理解を相対化する。そして、加盟国法や加盟国裁判所の自律性を認め、各国の憲法に基づいてEU法を審査し、場合によっては無効とする可能性を認める。こうした、立憲的多元主義による加盟国の自律性の承認は、EAW関連判決をはじめとした判決を反映している。加盟国法が自律性を強めるとすれば、各国法や、各国が独自で下す判決の間に矛盾が生じる可能性が高まる。すると、CJEUを中心として形成されてきた法的均質性や一貫性という意味におけるEUの「連帯」は揺らぐ。

もちろん、テロ対策関連諸判決が、ただちにEU法の瓦解につながるわけではない。また、加盟国（法）の自律性の承認が、EU(法）からの離反を必然的に含意するわけでもない。EU法の統一的適用に対して協力的な裁判所もある。例えば、ポーランド憲法裁は、ドイツ憲法裁と同様に、EAW国内実施法に違憲判決を下した。しかし同裁判所は、EAWが司法行政、とくに安全の向上のために「決定的な意義を持つ」ことを認めた上で、国内実施法の失効まで、18か月の猶予を設定した[26]。しかしながら、EUテロ対策の《権利侵害リスク》が、政治的にも法的にも、EUの「連帯」を揺るがす可能性は否定しがたい。

6．結論

本稿は、EUの対テロ政策には、《テロ発生リスク》と《権利侵害リスク》の「二重のリスク」があると指摘した。EUは、JHA分野における超国家性を伸長してきた。そのなかで、域内における《テロ発生リスク》を抑制するために、テロ対策の枠組を策定してきた。その枠組は、「テロリズム」の定義、空間および時間の面で〈広い〉。その下で、対外境界管理を強化し、司法的決定の相互承認体制を構築し、さらに、標的制裁を実施してきた。しかしながら、それらのテロ対策措置には、《権利侵害リスク》が伴う。EAWおよび標的制裁に関して提起されてきた訴訟から分かるとおり、《権利侵害リスク》は、国内次元ではなくEU次元の《訴訟リスク》に転化する。

「二重のリスク」はそれぞれ、EUの「連帯」と密接にかかわる。EUテロ対策は、《テロ発生リスク》を理由として「連帯」を要求しながら、例外的な対応から、恒常的な措置へと性格を変えていった。他方、《権利侵害リスク》は、欧州懐疑主義の根拠となって政治的な「連帯」を揺るがす恐れがある。また、加盟国裁判所の諸判決は、EUの法的な均質性や一貫性を揺るがすという意味で「連帯」を妨げる可能性を導く。

「二重のリスク」がトレード・オフの関係にあるかどうかは定かではない。しかし、EUのテロ対策が権利侵害を生じているとの認識が広まり、かつ、欧州懐疑主義と言説上結びついたならば、政治と法の両面から、EUの「連帯」を切り崩すことになりかねない。そうであるならば、いわゆる「統合の深化」に向かっていくという単線的な欧州統合理解を相対化する手がかりにもなるだろう。また、EUテロ対策をめぐる過程には、加

盟国のみならず、委員会やCJEU、加盟国内外の種々の執行機関や他国際機構が関与している以上、欧州統合論の有力な一視座である政府間主義の相対化という含意も引き出しうる。そうした統合論上の含意の検討は別稿に譲るが、EUテロ対策は、各論的な事例研究としてのみならず、より広い欧州統合研究の文脈を念頭においてもなお、今後さらなる注視に値する。

［注］

1　「EU」という固有名詞ではなく、「超国家的国際機構」という一般名詞を用いた理由は、「超国家性」を帯び、それゆえ同種の問題を抱えうる機構は、必ずしもEUのみとは限らないからである。

2　批判的国際関係研究の関連文献としては、Amoore and de Goede（2008）やAradau and van Munster（2007）など。本稿は、ベックに対する批判の当否の詳細な検討をはじめとした理論研究に、深くは立ち入らない。なお、アラダウとミュンスター自身は、「テロとの戦い」を、「知識や知識の限界点における決定、戦争と監視戦略、［社会への］統合命令と反社会的行動に対する露骨な政治が重なる統治性の新形態」と捉えている（Aradau and van Munster, 2007, p.5）。

3　「超国家性」概念には、国家から独立した意思決定という意味とは別に、〈国家を拘束する法的拘束力〉という側面もある。

4　なお、「Treviグループ」という名称の由来は定かでない。Terrorisme, Radicalisme, Extrémisme et Violence Internationale（テロリズム、急進主義、過激主義および国際的暴力）の略だという説明が一般的だが、他にも諸説がある。

5　Frontexの正式名称は、欧州対外境界管理協力機関（European Agency for the Management of Operational Cooperation at the External Borders）であるが、フランス語のFrontières extérieures（対外境界）を略して、通常Frontexと称する。

6　なお、PJCC分野において相互承認原則が適用される措置は、EAWだけではない。例えば、ある国で押収された証拠を他の国でも用いられるようにする「欧州証拠令状（European Evidence Warrant）」などがある。

7　ベックも、9.11テロ以後の「世界リスク社会」において、各政府が国内の安全に関しても「国際協力の可能性と力を再発見」した例としてEAWに言及している。そこでは「司法的および法的執行において、主権に取って代わるEAWが突如可能性を帯びた」としている（Beck, 2002, p.48）。ただしこの理解は、9.11テロがEAW採択を加速したという点では正しい反面、実際のEAWが、主権に「取って代わる」ほどの措置であるとは言えないという点では誤っている。

8　なお、CTSでは「追跡」の柱に位置付けられている（Council of the EU, 2005, paras.26, 31）。

9　欧州逮捕令状枠組決定第2条（2）。ただし厳密には、双罰性要件の「廃止」ではなく、同条で列挙された犯罪については双罰性要件が既に充足されていると考えるものである（浦川, 2013, pp.141-162）。しかし、いずれにせよ、犯罪人引渡の可否を事例ごとに審査する段階がなくなった点に変わりはない。

10　欧州委員会は、欧州逮捕令状の実行について、「より実効的かつ迅速であり、基本権保障を尊重する手続」が達成されたとして肯定的に評価している。COM（2006）8 final.

11　Joined Cases C-187/01 & C-385/01, *Criminal proceeding against Hüsseyin Gözütok and Klaus Brügge*［2003］ECR I-5689, para.33

12　各憲法裁の動向については、Mitsilegas（2006）、Komárek（2007）などを参照。

13　BVerfG, 2 BvR 2236/04, *European Arrest Warrant Act*［2005］para.120.

14　E.g. C-105/03, Maria Pupino［2005］ECR I-5285; C-354/04P, *Gestoras Pro Amnistía and others v. Council*［2007］ECR I-1579.

15　C-303/05, *Advocaten voor de Wereld VZW v. Leden van de Ministerraad*［2007］ECR I-3633, para.45.

16　Ibid., para.46.

17　標的制裁をめぐるEU域内の裁判の詳細については、須網（2007）、中村（2007）を参照。

18　T-306/01, *Ahmed Ali Yusuf and Al Barakaat International Foundation v. Council and Commission*［2005］ECR II-3533.

19　T-315/01, *Kadi v. Council and Commission*［2005］ECR II-3659.

20　Joined Cases C-402/05P and C-415/05P, *Kadi and Al Barakaat v. Council and Commission*［2008］ECR I-06351, para.284.

21　この点に関する議論として、Huysmans（2006）など。

22　テロリズムにおけるリスクと統治性については、Aradau and van Munster（2007）も参照のこと。

23　リスボン条約第36議定書では、英国が、2009年のリスボン条約発効から5年の移行期間の間に、JHA分野の全措置および同分野におけるCJEUの管轄権を受諾するか、あるいは全措置からオプト・アウトするかを選択すると定められた。2014年1月、英国は後者の選択を下した上で、必要であると見なした措置を個別に実施（オプト・イン）すると決定した。Secretary of State for the Home Department（2014）.

24　欧州犯罪人引渡条約とは、1957年に欧州審議会のもとで締結された国際条約である。EAWが実施されるまで、欧州各国の犯罪人引渡を規律していた。

25　立憲的多元主義については、Maduro（2003）, Avbelj

and Komárek (2012) などを参照。

26　P 1/05, *Application of the European Arrest Warrant to Polish Citizens* [2005].

参考文献

浦川紘子（2013).「EU刑事司法協力における単一令状制度の構築―双方可罰性要件の新方式」安江則子編著『EUとグローバル・ガバナンス―国際秩序形成におけるヨーロッパ的価値』法律文化社、141-162頁。

ウルリッヒ・ベック（2010).『世界リスク社会論―テロ、戦争、自然破壊』島村健一訳、筑摩書房、2010年 [BECK, U. (2002) *Das Schweigen der Wörter: Über Terror und Krieg,* Frankfurt a. M.: Suhrkamp]。

小場瀬琢磨（2005).「欧州逮捕令状制度の各国実施と憲法問題―ドイツ連邦憲法裁判所の欧州逮捕令状違憲判決―」『貿易と関税』2005年8月、70-75頁。

須網隆夫 (2007).「地域的国際機構と国際テロリズム規制―EUによる国際テロへの法的対応と課題―」『国際法外交雑誌』第106巻第1号、1-35頁。

鈴木一人（2010).「欧州連合（EU）―対テロ戦略は統合できるか？―」広瀬佳一、宮坂直史編著『対テロ国際協力の構図―多国間連携の成果と課題―』ミネルヴァ書房、31-55頁。

中村民雄（2007).「EUの国際的テロリズム規制措置に対する司法審査と基本権保護：EU判例の最近の展開」『社会科学研究』第59巻、第1号、57-82頁。

福田耕治（2010).「欧州公共圏の安全と警察・刑事司法協力ネットワーク」福田耕治編著『EU・欧州公共圏の形成と国際協力』成文堂、2010年、21-45頁。

AMOORE, L. and DE GOEDE, M. (2008). Introduction, In: Amoore, L. and de Goede, M., *Risk and the War on Terror*, Oxon: Routledge, 2008, pp.5-19.

AMOORE, L. and DE GOEDE, M. (2008). *Risk and the War on Terror*, Oxon: Routledge, 2008.

ARADAU, C. and VAN MUNSTER, R. (2007). Governing terrorism through risk: Taking precautions, (un)knowing the future, *European Journal of International Relations*, 13 (1), pp.89-115.

AVBELJ, M and, KOMÁREK, J. (eds.). (2012). *Constitutional Pluralism in the European Union and Beyond*, Portland: Hart Publishing.

BECK, U. (2002). The Terrorist Threat: World Risk Society Revisited, *Theory, Culture & Society,* 19 (4), pp.39-55.

COUNCIL OF THE EU. (2002a). Framework Decision of 13 June 2002 on combating terrorism (2002/475/JHA), OJ L 164/3, 13 June 2002.

――― (2002b). Framework Decision of 13 June 2002 on the European arrest warrant and the surrender procedures between Member States (2002/584/JHA), OJ L 149/34, 13 June 2002.

――― (2004). Council Regulation establishing a European Agency for the Management of Operational Cooperation at the External Borders of the Member States of the European Union (2007/2004), OJ L 349/1, 26 October 2004.

――― (2005). The European Union Counter-Terrorism Strategy, 14469/4/05, 30 November 2005.

DAIDOUJI, R. (2014). Inter-Institutional Relationship between the EU and the CoE in Criminal Cooperation: Its Theoretical Implications for Constitutional Pluralism, *EUIJ Waseda Working Paper*, No.2013-3, Available From: http://www.euij-waseda.jp/wp/wp-content/uploads/2015/08/EUIJWasedaWorkingPaperDaidouji.pdf. [Accessed: 2 October 2015].

DEWULF, S. and PASQUÉE, D. (2006). Protecting Human Rights in the War on Terror: Challenging the Sanctions Regime originating from Resolution 1267 (1999), *Netherlands Quarterly of Human Rights*, 24 (4), pp.607-640.

ECKES, C. (2009). *EU Counter-Terrorist Policies and Fundamental Rights*, New York: Oxford University Press.

EUROPEAN COMMISSION. (2000). Mutual Recognition of Final Decisions in Criminal Matters, COM (2000) 495.

――― (2009). Commission aims at intensifying fight against serious crime and terrorism by authorizing law enforcement authorities to consult fingerprints of applicants for international protection, Press Release, IP/09/1295, 10 September 2009.

EUROPEAN COUNCIL. (2001). Conclusions and Plan of Action of the Extraordinary European Council Meeting on 21 September 2001, SN 140/01.

――― (2003). A Secure Europe in a Better World: European Security Strategy, Available from: http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cmsUpload/78367.pdf. [Accessed: 23 November 2014].

――― "Schengen Information System (SIS)" Available from: http://ec.europa.eu/ dgs/home-affairs/what-we-do/policies/borders-and-visas/schengen-information-system/index_en.htm. [Accessed:26 November 2014].

FRIEDRICHS, J. (2007). *Fighting Terrorism and Drugs: European International Police Cooperation*, Oxon: Routledge.

FRONTEX. (2014). Annual Risk Analysis 2014, Available from: http://frontex.europa.eu/assets/Publications/Risk_Analysis/Annual_Risk_Analysis_2014.pdf. [Accessed: 26 November 2014].

HUYSMANS, J. (2006). *The Politics of Insecurity: Fear, migration and asylum in the EU*, Oxon: Routledge.

KOMÁREK, J. (2007). European Constitutionalism and

the European Arrest Warrant: In Search of the Limits of "Contrapunctual Principles", *Common Market Law Review*, 44 (1), pp.9-40.

LAVENEX, S. (2010). Justice and Home Affairs: Communitarization with Hesitation, In: Wallace, H. et al. (eds.) *Policy-Making in the European Union* (6th ed.), New York: Oxford University Press, pp.457-477.

MADURO, P. M. (2003). Contrapunctual Law: Europe's Constitutional Pluralism in Action. In: Walker, N. (ed.) *Sovereignty in Transition*, London: Hart Publishing, pp. 501-537.

MARIN, L. (2008). The European Arrest Warrant in the Italian Republic, *European Constitutional Law Review,* 4, pp.251-273.

MASON, R. (2014). David Cameron faces backbench revolt over European arrest warrant, *The Guardian*, 6 November 2014, Available from: http://www.theguardian.com/law/2014/nov/06/david-cameron-european-arrest-warrant-backbench-revolt. [Accessed: 26 November 2014].

MITSILEGAS, V. (2006). The Constitutional Implications of Mutual Recognition in Criminal Matters in the EU, *Common Market Law Review*, 43 (5), pp.1277-1311.

MONAR, J. (2001). The Dynamics of Justice and Home Affairs: Laboratories, Driving Factors and Costs, *Journal of Common Market Studies*, 39 (4), pp.747-764.

NEAL, A. (2009). Securitization and Risk at the EU Border: The Origin of FRONTEX, *Journal of Common Market Studies*, 47 (2), 2009, pp.333-356.

SANGER, A. (2010). Force of Circumstance: The European Arrest Warrant and Human Rights, *Democracy and Security*, 6 (1), pp.17-51.

SECRETARY OF STATE FOR THE HOME DEPARTMENT. (2014) Decision pursuant to Article 10 (5) of Protocol 36 to The Treaty on the Functioning of the European Union, Cm 8897, Available from: https://www.gov.uk/government/uploads/ system/uploads/attachment_data/file/326698/41670_Cm_8897_Accessible.pdf. [Accessed: 26 November 2014].

The Telegraph (2014). Letters: To determine the true cost of immigration, we need more accurate figures, 6 November 2014, Available from: http://www.telegraph.co.uk/comment/letters/11211447/Letters-To-determine-the-true-cost-of-immigration-we-need-more-accurate-figures.html. [Accessed: 27 November 2014].

TRAN, M. (2014). The European arrest warrant: what is it and will the UK opt back in?, *The Guardian*, 29 October 2014, Available from: http://www.theguardian.com/law/2014/oct/29/european-arrest-warrant-q-and-a. [Accessed: 27 November 2014].

WOUTERS, J. and DUQUET, S. (2013). The European Union and the Risk Posed by Terrorism, *KU Leuven Working Paper* No.122, Available from: http://ghum.kuleuven.be/ggs/publications/working_papers/new_series/wp121-130/wp122-wouters-duquet.pdf. [Accessed: 23 November 2014].

(EU Courts)

Joined Cases C-187/01 & C-385/01, *Criminal proceeding against Hüsseyin Gözütok and Klaus Brügge* [2003] ECR I-5689.

T-306/01, *Ahmed Ali Yusuf and Al Barakaat International Foundation v. Council and Commission* [2005] ECR II-3533.

T-315/01, *Kadi v. Council and Commission* [2005] ECR II-3659.

C-105/03, *Maria Pupino* [2005] ECR I-5285.

C-354/04P, *Gestoras Pro Amnistía and others v.* Council [2007] ECR I-1579.

C-303/05, *Advocaten voor de Wereld VZW v. Leden van de Ministerraad* [2007] ECR I-3633.

Joined Cases C-402/05P and C-415/05P, *Kadi and Al Barakaat v. Council and Commission* [2008] ECR unreported.

(Polish Constitutional Court)

P 1/05, *Application of the European Arrest Warrant to Polish Citizens* [2005].

(German Constitutional Court)

BVerfG, 2 BvR 2236/04, *European Arrest Warrant Act* [2005].

(United Nations Security Council Resolutions)

S/RES/1267, 15 October 1999.

S/RES/1373, 19 December 2000.

大道寺　隆也（だいどうじ　りゅうや）

所　　属　早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程
日本学術振興会特別研究員

最終学歴　早稲田大学大学院政治学研究科修士課程

所属学会　日本国際政治学会、日本EU学会

研究分野　国際機構論

著　　作　「国際テロリズム規制における地域的国際機構の役割――『標的制裁』への適正手続導入過程の分析から」『国際政治』第182号，2015年，98–110頁。
“Inter-Institutional Relationship between the EU and the CoE in Criminal Cooperation: Its Theoretical Implications for Constitutional Pluralism”, *EUIJ Waseda Working Paper*, 2013-3, 2014（http://www.euij-waseda.jp/wp/wp-content/uploads/2015/08/EUIJWasedaWorkingPaperDaidouji.pdf）.